監查公表第13号 令和3年11月30日

周南市監査委員 久 行 竜 二 周南市監査委員 岩 田 淳 司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、モーターボート競走事業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

ボートレース事業局 ボートレース管理課、ボートレース事業課

2 監査の範囲

令和3年4月から7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年9月7日(火)から11月12日(金)まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

ボートレース管理課

(1) 共通的事項

7	指摘事項	前回の定期監査結果に基づき見直すとされていた周南
		市ボートレース事業局事務決裁規程が見直されていな
		いものがあった。
	措置状況	今後、確実に改正いたします。

(2) 収入事務

,		指摘事項	収入伝票について、主催事業の売上を誤って仕訳けて
	マ		いるものがあった。
)	措置状況	誤って仕訳けたものについて、適正に振替を行いまし
			た。

(3) 支出事務

	指摘事項	支出負担行為伺について、周南市ボートレース事業局
		事務決裁規程に基づく決裁が行われていないものがあ
ア		った。
	措置状況	周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁
		を行いました。

(4) 契約事務

	指摘事項	検査調書の受理について、周南市ボートレース事業局
		事務決裁規程に基づく決裁が行われていないものがあ
ア		った。
	措置状況	周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁
		を行いました。

ボートレース事業課

(1) 支出事務

	指摘事項	執行伺、支出負担行為伺について、周南市ボートレー
		ス事業局事務決裁規程に基づく決裁が行われていない
ア		ものがあった。
	措置状況	周南市ボートレース事業局事務決裁規程に基づく決裁
		を行いました。